

平成25年1月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 堤 義景

平成24年(ハ)第494号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年12月6日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、97万9500円及びうち87万0481円に対する平成24年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その13を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 本判決の第1項は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被告が98万円の担保を供するときは、上記の仮執行を免れることができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、149万2464円及びうち126万6101円に対する平成24年7月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、貸金業者である被告に対し、金銭消費貸借基本契約に基づいてした弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、被告は民法704条にいう悪意の受益者であると

して、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金に対する民法704条前段所定の利息の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（裁判所に顕著な事実、当事者間に争いのない事実、末尾括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

① 被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、原告はその顧客であったものである（弁論の全趣旨）。

② 原告と被告との間には、金銭消費貸借基本契約に基づく平成10年3月2日から平成12年11月8日までの取引（以下「第1取引」という。）と、それとは別の金銭消費貸借基本契約に基づく平成13年9月25日から平成24年4月6日までの取引（以下「第2取引」という。）があり、第1取引の貸付と弁済は、別紙計算書1の平成10年3月2日から平成12年11月8日までの「年月日」欄、「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであり、第2取引の貸付と弁済は、別紙計算書1の平成13年9月25日から平成24年4月6日までの「年月日」欄、「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであった（甲1、弁論の全趣旨）。

③ 原告は、本件各取引において、被告に対し、利息制限法所定の制限利率を超える約定利率による利息の支払をした。

3 争点

① 取引の一連性の有無と消滅時効の成否

（原告の主張）

第1取引の取引期間が約2年8か月という長期間にわたるのに対し、第1取引の終了から第2取引の開始までの取引中断期間がわずか321日間にとどまることなどからすると、第1取引と第2取引は事実上1個の連続した貸付取引として一連計算されるべきである。したがって、第1取引を含む本件各取引から発生する原告の被告に対する過払金債権の消滅時効は、第2取引の終了時から進行するから、その消滅時効は完成していない。

(被告の主張)

第1取引と第2取引を事実上1個の連続した貸付取引と認めるべき特段の事情はないので、第1取引と第2取引を一連計算することはできない。したがって、第1取引から発生した原告の被告に対する過払金債権については、第1取引の終了から本件訴訟提起までに10年以上が経過して消滅時効が完成しているので、被告は、本件口頭弁論期日において、上記時効を援用する旨の意思表示をした。

② 被告は悪意の受益者か。

(原告の主張)

被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者である。

(被告の主張)

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。）17条1項、18条1項所定の各要件を満たす書面を交付する態勢を常に整備した上で、これらの書面を顧客に交付していると認識していたこと等から、利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領するにつき貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。したがって、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当しない。

③ 過払金に対する法定利息が発生する時期

(被告の主張)

仮に、被告が悪意の受益者であったとしても、過払金に対する法定利息が発生するのは、訴状送達の日翌日からである。

④ 発生した過払金利息をその後の新たな借入金債務に充当することの可否

(被告の主張)

仮に、被告が悪意の受益者であったとしても、過払金から発生する法定利息を、その後の新たな借入金債務に充当することはできない。

第3 当裁判所の判断

1 争点①（取引の一連性の有無と消滅時効の成否）について

① 前記第2の2の事実証拠（甲1）及び弁論の全趣旨を合わせると、次の事実が認められる。

ア 第1取引と第2取引は、いずれも一定の貸付限度額を定めて、その範囲内で貸付と返済を繰り返すことが予定された同種の基本契約に基づく取引であるが、別個の基本契約に基づいて行われた取引である。

イ 第1取引の取引期間は2年8か月余であり、第1取引の終了から第2取引の開始までの取引中断期間は約10か月半である。

ウ 原告は、第1取引終了の日である平成12年11月8日に、それまでの分割返済金額を大きく超える50万4814円を一括返済して、第1取引の約定に基づく残債務を完済した。その際、被告は、原告に対し、第1取引の基本契約書を返還して、第1取引の基本契約の解約処理をした。

② 第1取引と第2取引の事実上一連性の有無と消滅時効の成否

前記①ウの事実によれば、原告は、第1取引終了の日である平成12年11月8日に、それまでの分割返済金額を大きく超える50万4814円を一括返済して第1取引の約定に基づく残債務を完済しており、その際、被告は、原告に対し第1取引の基本契約書を返還して、第1取引の基本契約の解約処理をしていることからすると、原告は、第1取引の残債務を完済した際に、被告に対し、被告との間のそれまでの継続的取引を終了させるという意思を表示したものと考えられる。また、前記①イの事実によれば、第1取引の終了から第2取引の開始までの取引中断期間は約10か月半であり、これは必ずしも短期間とはいえないものである。これらの事実を併せ考えると、第1取引の取引期間や前記①アの事実等を考慮しても、第1取引と第2取引を事実上1個の連続した貸付取引とみることは困難である。したがって、これらの取引を一連計算することはできない。

そうすると、第1取引から原告の被告に対する過払金債権が発生していたと

しても、第1取引終了の日の翌日である平成12年11月9日から起算して本件訴訟提起までに10年以上が経過していて、被告が本件口頭弁論期日において消滅時効を援用する旨の意思表示をしたことは、当裁判所に顕著であるから、第1取引から発生した原告の被告に対する過払金債権については、消滅時効により消滅したものと認められる。

2 争点②（被告は悪意の受益者か。）について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効である。貸金業者については、貸金業法43条1項（平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。）が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるかとされているが、このような法の趣旨からすると、貸金業者は、同項の適用のない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、被告は、利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしたことについて立証していないから、民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、この推定を覆す特段の事情について、被告は、前記第2の3②のとおり主張しているものの、第2取引に関して具体的な事実を主張立証していないから、上記の特段の事情があったと認定することはできない。そうすると、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に

該当するというべきである。

3 争点③（過払金に対する法定利息が発生する時期）について

金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なることはないと解するのが相当である（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、被告は、前記2のとおり、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当する（なお、第2取引は、上記の充当合意を含むものであったと解される。）から、被告は、発生した過払金に、その発生時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならないというべきである。

4 争点④（発生した過払金利息をその後の新たな借入金債務に充当することの可否）について

過払金に対する法定利息は、過払金に付帯して発生するものであることからすると、前記の充当合意のある場合において過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する際には、過払金に対する法定利息もその借入金債務に充当する（法定利息、過払金元金の順で）こととするのが、前記の充当合意の趣旨であると解される。また、第2取引について利息制限法所定の制限内で引き直し計算をすると、別紙計算書2のとおりとなるから、過払金が生じた後に新たな借入金債務は発生しておらず、被告の主張は、第2取引については前提事実を欠くものである。したがって、争点④についての被告の主張も採用できない。

5 結論

以上を前提に、本件各取引のうち第2取引について、利息制限法所定の制限内で引き直し計算をすると、別紙計算書2のとおりとなり、平成24年7月5日現在で、過払金が87万0481円、過払金利息が10万9019円（合計97万9500円）となる。したがって、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却する。

よって、主文のとおり判決する。

周 南 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 濱 崎 裕

これは正本である。

平成25年1月10日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 堤 義 景

